

長 建 協 発 第 111 号
平成 25 年 6 月 12 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

品確法改正の可能性について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟の「公共工事契約適正化委員会」（野田毅委員長）の第 6 回会合が 5 月 29 日に開催され、その中で、国土交通省の佐々木土地・建設産業局長が「発注者責任をより明確にする場合、品確法（公共工事品質確保促進法）に手をつけることが必要になるかも知れない」と述べ、今後の国交省内の検討結果によっては、品確法改正も必要との考えを表明した旨、別添のとおり報道されておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、参考までに「公共工事契約適正化委員会」で当日配布された資料、関連新聞記事等を添付しております。